第４　再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

１　（略）

２　農林漁業の健全な発展に資する取組の具体例

基本計画に定める農林漁業の健全な発展に資する取組については、市町村がそれぞれの実情に応じて個別具体的に定めるものであるが、参考になる取組の例として、以下の取組が挙げられる。

⑴　再生可能エネルギー発電の導入による売電収益等を活用した地域活性化に資する取組

①　農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保

（略）

②　農林漁業関連施設の整備

（略）

③　農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進

・　木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用間伐材等を安定的な価格で買い取り、発電に活用する取組や地域の再造林費用の一部を補助する取組

・　売電収益の一部を支出して地域の漁業者が負担する漁船保険や漁業共済の保険料等の一部を補助することにより、保険等への加入を促進し、地域の経営安定に資する取組

・　売電収入の一部を支出して、農業機械や農業資材を購入又は購入費の一部を補助する取組　等

④　農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進

（略）

⑤　農林漁業者の確保の推進

（略）

⑵　地産地消型の再生可能エネルギー導入を促進する取組

・　再生可能エネルギー電気・熱を地域内の農林漁業関連施設等に供給する取組を通じてエネルギーの地産地消や農林水産業のＣＯ２ゼロエミッション化に貢献する取組

・　食品廃棄物を用いたバイオガス発電（コージェネレーション・システム）による売電を行うほか、発電に伴って生じた消化液を液肥として、発電の際に排出された熱を園芸ハウスの暖房としてそれぞれ活用し、作物の生産・加工・販売を行い経営の安定を図る取組

第４　再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

１　（略）

２　農林漁業の健全な発展に資する取組の具体例

基本計画に定める農林漁業の健全な発展に資する取組については、市町村がそれぞれの実情に応じて個別具体的に定めるものであるが、参考になる取組の例として、以下の取組が挙げられる。

（新設）

⑴　農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保

（略）

⑵　農林漁業関連施設の整備

（略）

⑶　農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進

・　木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用間伐材等を安定的な価格で買い取り、発電に活用する取組や地域の再造林費用の一部を補助する取組。また、その際発生する熱を近傍に整備した園芸ハウスに供給し、暖房費を軽減する取組。

・　食品廃棄物を用いたバイオガス発電（コージェネレーション・システム）による売電を行うほか、発電に伴って生じた消化液を液肥として、発電の際に排出された熱を園芸ハウスの暖房としてそれぞれ活用し、作物の生産・加工・販売を行い経営の安定を図る取組

・　発電設備で発電される電力の一部を冷凍冷蔵施設等の漁港施設へ供給することにより、電力の使用量を削減し、施設使用料の負担軽減に資する取組

・　売電収益の一部を支出して地域の漁業者が負担する漁船保険や漁業共済の保険料等の一部を補助することにより、保険等への加入を促進し、地域の経営安定に資する取組

・　売電収入の一部を支出して、農業機械や農業資材を購入又は購入費の一部を補助する取組　等

⑷　農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進

（略）

⑸　農林漁業者の確保の推進

（略）

（新設）